

## EPAニュース、関連情報

---

6/23/2020

### 米国EPA:TSCA法規制 2020年度CDR受付開始

---

4年に一度行われる、化学物質データレポート(Cheical Data Reporting:CDR)の提出が2020年6月1日からはじまりました。

化学物質データレポートとは、米国連邦 有害物質規制(Toxic Substances Control Act: TSCA)下にある化学物質を製造・輸入、用途、数量等を記録し、省略でCDRとも呼ばれます。EPAは、化学物質による潜在的なヒトの健康と環境へのリスクを評価するとともに、一般への情報公開を図る目的で、米国内の化学物質の製造者と米国への輸入者に対し、レポートの提出を義務付けています。

対象：

2016年から2019年の間に、25,000ポンド（約11,300kg）以上を米国に輸入（製造）された化学物質に適用されます。今回のレポート提出期間は、2020年6月1日～2020年11月30日となっており、該当する場合は早めのご対応を推奨しております。

グロービッツでは、EPAに関する動向や情報を追い、随時アップデートいたします。CDRの提出も、日本語にてサポートしておりますので、お気軽にご相談ください。

参照：[Basic Information about Chemical Data Reporting](#)

6/19/2020 (3月末発表)

### 【コロナウイルス対応】アメリカ環境保護庁(Environmental Protection Agency: EPA) 農薬登録改善法(PRIA)、除殺菌リストN、を迅速化

---

EPAは、2020年3月27日に可決されたCARES法に従い、対新型コロナウイルスとなりうる製品の農薬登録改善法 (Pesticide Registration Improvement Act: PRIA) へのレビューを迅速化する旨を発表しました。

通常PRIAへの登録が完了するまでに既存成分を使用している製品で4カ月、新規成分を含む新商品の場合は24カ月かかりますが、今回の規制では製品によって少なくとも1-2カ月ほど、PRIA認証されるまでの期間を短縮させるとしています。

グロービッツでは、除菌剤・殺菌剤・抗菌剤をはじめとした商品の規制対応やEPAへの登録、準拠調査を日本語でご提供します。ぜひお気軽にご相談ください。

参照：[Registration Improvement Act \(PRIA\) Submissions](#)

4/1/2020 緊急発表

### 【コロナウイルス対応】アメリカ環境保護庁(Environmental Protection Agency: EPA) 殺菌消毒製品規制緩和を発表

---

アメリカEPAは新型肺炎コロナウイルス対策として殺菌作用効果のある製品への一時的緩和令を出しました。これによりすでにアメリカEPAへ殺菌作用効果がある製品製造元として登録済みのサプライヤーからの成分入手が簡易化されます。なおこの緩和令に該当される製品は米EPAのリストN: SARS-CoV-2に対する殺菌消毒剤、となります。

殺菌消毒作用のある製品の製造業者が有効成分の変更を行う際、通常では米国EPAからの認証は筆頭とされています。この緩和令のもとでは製造業者は有効成分の変更をした後で米国EPAへの登録が許され、代替成分が科学的に類似していることを条件とし製造が即許可されます。

アメリカ環境保護庁は引き続きこの一時的緩和令の継続的な必要性和模範を定期的に確認し、内容は適宜変更されていきます。